

バイオ生成 AI 実証・実装コンソーシアム (Bio-AGILE) 約款

本約款は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）に属する国立遺伝学研究所（以下「遺伝研」という。）が中心となり設置するバイオ生成 AI 実証・実装コンソーシアム (Bio-AGILE)（以下「本コンソーシアム」という。）の運営および活動に関する基本事項を定めることを定めるものである。

本コンソーシアムは、遺伝研および機構内の関連組織（バイオ生成 AI 研究開発センター（ALIS）を含む。）の連携の下、生成 AI およびゲノム言語モデル（Genome Language Model : gLM）を活用した生命科学研究の推進、産学官連携による研究開発、ならびに研究成果の社会実装を通じて、AI 駆動型生命科学の発展に寄与することを目指す。

第 1 条（名称）

本コンソーシアムは、「バイオ生成 AI 実証・実装コンソーシアム (Bio-AGILE)」(以下「本コンソーシアム」という。) と称する。

第 2 条（目的）

本コンソーシアムは、生成 AI 及びゲノム言語モデル（Genome Language Model : gLM）を活用し、産学官の連携により実証、評価及びモデル高度化を一体的に推進することで、生命科学分野における研究開発の高度化並びに産業応用の加速に資することを目的とする。

第 3 条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「会員」とは、本約款に同意の上、本コンソーシアムに参加する法人又は団体をいう。
- 二 「運営主体」とは、本コンソーシアムを運営する国立遺伝学研究所をいう。
- 三 「PoC」とは、gLM 及びその他関連 AI モデル及び技術を用いて特定の課題に対する有効性を検証する実証活動をいう。
- 四 「個別契約」とは、PoC その他の活動に関して当事者間で締結される契約をいう。
- 五 「背景知的財産」とは、各当事者が本コンソーシアム参加以前から保有する知的財産をいう。
- 六 「本成果」とは、本コンソーシアムの活動により創出された成果をいう。
- 七 「データ」とは、本コンソーシアムの活動に関連して会員又は運営主体が提供し、又は本活動を通じて生成されるゲノム情報、実験データ、解析結果その他一切の情報をいう。

第 4 条（活動内容）

本コンソーシアムは、第 2 条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 PoC の企画及び実施
- 二 実証結果の評価及び gLM の高度化に向けたフィードバック
- 三 産業ニーズ及び研究課題の把握並びに共有
- 四 データ利活用及び実験検証に関する連携
- 五 バイオセキュリティに関する技術的対策、運用管理及びルール整備に関する検討
- 六 デュアルユースに関する倫理的・法的・社会的課題（ELSI）からの検討
- 七 その他本コンソーシアムの目的達成に必要な活動

第5条（会員）

本コンソーシアムの会員は、本約款に同意し、運営主体が参加を認めた法人又は団体とする。

第6条（入会）

本コンソーシアムへの参加を希望する者は、運営主体が別途定める手続により申請を行い、運営主体の承認を得なければならない。

第7条（退会）

会員は、書面による通知により、いつでも退会することができる。

第8条（除名）

運営主体は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員を除名することができる。

- 一 本約款又は個別契約に違反した場合
- 二 本コンソーシアムの運営に重大な支障を及ぼした場合
- 三 その他相当の理由がある場合

第9条（費用）

- 1 本コンソーシアムへの参加に係る費用は、原則として無償とする。
- 2 PoC その他の活動に要する費用は、必要に応じて当事者間で締結する個別契約により定める。

第10条（背景知的財産）

背景知的財産は、各当事者に帰属し、本コンソーシアムへの参加により移転しない。

第11条（成果の帰属）

本成果に係る知的財産権の帰属は、当該成果の創出に実質的に関与した当事者間で、個別

契約により定める。

第12条（モデルの帰属）

運営主体が開発する gLM 及びその改良に関する権利は、原則として運営主体又は運営主体が指定する者に帰属する。

第13条（モデル高度化への利用）

会員は、PoC により得られた汎用的知見、評価結果及びフィードバックが、gLM の高度化のために利用されることに同意する。

第14条（権利の不付与）

本コンソーシアムにおける情報共有は、明示的に書面で合意された場合を除き、知的財産権の譲渡、実施許諾その他一切の権利の付与を意味するものではない。

第15条（データの提供）

会員によるデータの提供は任意とし、本コンソーシアムへの参加の条件とはしない。会員がデータを提供する場合には、当該会員の判断と責任において行うものとする。なお、データの提供を伴わない場合であっても、本コンソーシアムの活動への参加を妨げるものではない。

第16条（データの利用）

本コンソーシアムに提供されたデータは、当該データを提供した会員の同意の範囲内において、本コンソーシアムの目的達成のために利用することができる。

データの具体的な利用条件、利用範囲その他必要な事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

第17条（データの管理）

運営主体及び会員は、本コンソーシアムにおいて取り扱うデータについて、関連する法令及び指針を遵守し、その性質に応じた適切な安全管理措置を講じるものとする。特に、機微性の高いデータについては、その重要性に鑑み、適切な管理体制の下で取り扱うものとする

第18条（秘密情報）

秘密情報の取扱いについては、別途締結する秘密保持契約に従う。

第19条（安全性の確保）

運営主体は、本コンソーシアムの活動において、バイオセキュリティの重要性に鑑み、関連する法令及び指針を踏まえた適切な安全管理の確保に努めるものとする。会員は、その趣旨を理解し、これに協力するものとする。

第20条（デュアルユース）

運営主体及び会員は、本コンソーシアムの活動がデュアルユース性を有する可能性を踏まえ、倫理的・法的・社会的観点（ELSI）に配慮しつつ、適切な利用及び管理に努めるものとする。

第21条（保証の否認）

運営主体は、本コンソーシアムにおいて提供される gLM 及び関連する情報について、その性能、精度、有用性その他いかなる事項についても保証を行うものではない。また、当該 gLM 等の利用により生じた結果については、会員の責任において判断及び利用するものとする。

第22条（責任の制限）

運営主体は、本コンソーシアムに関連して会員に生じた損害について、故意又は重過失がある場合を除き責任を負わない。

第23条（反社会的勢力の排除）

会員は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

第24条（規約の変更）

運営主体は、本約款を変更することができる。この場合、運営主体は変更内容を会員に事前に通知するものとする。

第25条（準拠法及び管轄）

- 1 本約款は日本法に準拠する。
- 2 本約款に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条（協議）

本約款に定めのない事項は、当事者間で誠実に協議の上解決する。